

介護報酬は、介護保険法上、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会（介護給付費分科会）の意見を聞いて定めることとされている。

社 会 保 障 審 議 会

介 護 給 付 費 分 科 会

設置根拠

介護保険法により、社会保障審議会の権限に属せられた事務を行うため、社会保障審議会令に基づき設置

審議事項

- ①介護報酬（各介護保険サービスに係る介護給付費）
- ②介護保険サービスの事業運営基準（サービスの取扱いに関する部分）



介護事業経営調査委員会

目 的

介護報酬改定の基礎資料としている介護事業経営実態調査等について検討を行い、介護報酬改定に向けての議論へつなげていくことを目的とし、設置

検討内容

介護報酬改定に必要な基礎資料を得るため、以下の調査に係る調査設計及び集計、分析方法等について検討を行う。

- ①介護事業経営概況調査
- ②介護事業経営実態調査
- ③介護従事者処遇状況等調査

構 成

介護給付費分科会の学識経験者等で構成する。



介護報酬改定検証・研究委員会

目 的

介護報酬改定の効果の検証や、介護給付費分科会の審議報告において検討が必要とされた事項に関する実態調査等を行うことを目的とし設置

検討内容

- ①介護報酬改定効果検証
介護報酬改定における個々の改定が企図した効果を挙げているかについて、実態調査を行った上で、検証及び分析を実施
- ②介護報酬改定調査研究
次期介護報酬改定に向けて調査・研究を進めることが必要であるとされた事項について、必要な基礎資料を得るための調査設計や集計、分析方法等について検討

構 成

介護給付費分科会委員及び学識経験者等で構成する。

社会保障審議会介護給付費分科会委員名簿

令和8年7月23日現在

氏 名	現 職
石 田 路 子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会副理事長（名古屋学芸大学客員教授）
伊 藤 悦 郎	健康保険組合連合会常務理事
今 井 準 幸	民間介護事業推進委員会代表委員
今 村 文 典	公益社団法人日本介護福祉士会会長
※ 岩 村 正 彦	東京大学名誉教授
江 澤 和 彦	公益社団法人日本医師会常任理事
荻 野 構 一	公益社団法人日本薬剤師会副会長
奥 塚 正 典	大分県国民健康保険団体連合会理事長（中津市長）
長 内 繁 樹	全国市長会（豊中市長）
小 泉 立 志	公益社団法人全国老人福祉施設協議会副会長
塩 田 康 一	全国知事会（鹿児島知事）
志 田 信 也	公益社団法人認知症の人と家族の会副代表理事
清 家 武 彦	一般社団法人日本経済団体連合会経済政策本部長
田 中 志 子	一般社団法人日本慢性期医療協会常任理事
田 母 神 裕 美	公益社団法人日本看護協会常任理事
鳥 潟 美 夏 子	全国健康保険協会理事
野 村 圭 介	公益社団法人日本歯科医師会常務理事
濱 田 和 則	一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長
東 憲太郎	公益社団法人全国老人保健施設協会会長
平 山 春 樹	日本労働組合総連合会総合政策推進局生活福祉局局長
堀 田 聰 子	慶応義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授
松 島 紀 由	公益財団法人全国老人クラブ連合会常務理事
※ 松 田 晋 哉	福岡国際医療福祉大学学長
山 名 宗 悟	全国町村会行政委員会副委員長・兵庫県神河町長

（敬称略、50音順）

※は社会保障審議会の委員

介護報酬改定の改定率について

改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
平成15年度改定	○ 自立支援の観点に立った居宅介護支援(ケアマネジメント)の確立 ○ 自立支援を指向する在宅サービスの評価 ○ 施設サービスの質の向上と適正化	▲2. 3%
平成17年10月改定	○ 居住費(滞在費)に関連する介護報酬の見直し ○ 食費に関連する介護報酬の見直し ○ 居住費(滞在費)及び食費に関連する運営基準等の見直し	
平成18年度改定	○ 中重度者への支援強化 ○ 介護予防、リハビリテーションの推進 ○ 地域包括ケア、認知症ケアの確立 ○ サービスの質の向上 ○ 医療と介護の機能分担・連携の明確化	▲0. 5%[▲2. 4%] ※[]は平成17年10月改定分を含む。
平成21年度改定	○ 介護従事者の人材確保・処遇改善 ○ 医療との連携や認知症ケアの充実 ○ 効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証	3. 0%
平成24年度改定	○ 在宅サービスの充実と施設の重点化 ○ 自立支援型サービスの強化と重点化 ○ 医療と介護の連携・機能分担 ○ 介護人材の確保とサービスの質の評価(交付金を報酬に組み込む)	1. 2%
平成26年度改定	○ 消費税の引き上げ(8%)への対応 ・基本単位数等の引上げ ・区分支給限度基準額の引上げ	0. 63%
平成27年度改定	○ 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化 ○ 介護人材確保対策の推進(1.2万円相当) ○ サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築	▲2. 27%
平成29年度改定	○ 介護人材の処遇改善(1万円相当)	1. 14%
平成30年度改定	○ 地域包括ケアシステムの推進 ○ 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現 ○ 多様な人材の確保と生産性の向上 ○ 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保	0. 54%
令和元年10月改定	○ 介護人材の処遇改善 ○ 消費税の引上げ(10%)への対応 ・基本単位数等の引上げ・区分支給限度基準額や補足給付に係る基準費用額の引上げ	2. 13% 〔処遇改善 1.67% 消費税対応 0.39%〕 〔補足給付 0.06%〕
令和3年度改定	○ 感染症や災害への対応力強化 ○ 地域包括ケアシステムの推進 ○ 自立支援・重度化防止の取組の推進 ○ 介護人材の確保・介護現場の革新 ○ 制度の安定性・持続可能性の確保	介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件賃への影響など介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ、 0. 70% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0. 05%(令和3年9月末まで)
令和4年10月改定	○ 介護人材の処遇改善(9千円相当)	1. 13%
令和6年度改定	○ 地域包括ケアシステムの深化・推進 ○ 自立支援・重度化防止に向けた対応 ○ 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり ○ 制度の安定性・持続可能性の確保	1. 59% 〔介護職員の処遇改善 0.98% その他 0.61%〕
令和8年度改定	○ 介護分野の職員の処遇改善 ・介護従事者に1万円相当。生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に0.7万円相当上乗せ。 ○ 食費の基準費用額の引上げ	2. 03% 〔処遇改善 1.95% 基準費用額(食費) 0.09%〕

令和6年度介護報酬改定の概要

- 人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬改定を実施。

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

- ・ 質の高い公正中立なケアマネジメント
- ・ 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
- ・ 医療と介護の連携の推進
 - 在宅における医療ニーズへの対応強化
 - 在宅における医療・介護の連携強化
 - 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
 - 高齢者施設等と医療機関の連携強化
- ・ 看取りへの対応強化
- ・ 感染症や災害への対応力向上
- ・ 高齢者虐待防止の推進
- ・ 認知症の対応力向上
- ・ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

- 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進

- ・ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- ・ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- ・ LIFEを活用した質の高い介護

4. 制度の安定性・持続可能性の確保

- 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築

- ・ 評価の適正化・重点化
- ・ 報酬の整理・簡素化

3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

- 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

- ・ 介護職員の処遇改善
- ・ 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- ・ 効率的なサービス提供の推進

5. その他

- ・ 「書面揭示」規制の見直し
- ・ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
- ・ 基準費用額（居住費）の見直し
- ・ 地域区分

令和6年度介護報酬改定について

概要

告示改正

- 改定率については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、全体で+1.59%を確保。そのうち、介護職員の処遇改善分+0.98%、その他の改定率として、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として+0.61%。
- これを踏まえて、介護職員以外の賃上げが可能となるよう、各サービスの経営状況にも配慮しつつ+0.61%の改定財源について、基本報酬に配分する。

令和6年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」（令和5年12月20日）（抄）

令和6年度介護報酬改定については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、改定率は全体で+1.59%（国費432億円）とする。具体的には以下の点を踏まえた対応を行う。

- ・ 介護職員の処遇改善分として、上記+1.59%のうち+0.98%を措置する（介護職員の処遇改善分は令和6年6月施行）。その上で、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として、+0.61%を措置する。
- ・ このほか、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果が見込まれ、これらを加えると、+0.45%相当の改定となる。
- ・ 既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算の創設に当たっては、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。あわせて、今回の改定が、介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- ・ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

令和8年度介護報酬改定の概要

概要

- 「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。改定率は+2.03%（処遇改善分+1.95%、基準費用額（食費）の引上げ分+0.09%）となる。

令和8年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」（令和7年12月24日）（抄）

「強い経済」を実現する総合経済対策において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、**令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施**する。具体的には、政府経済見通し等を踏まえた介護分野の職員の処遇改善、介護サービス事業者の生産性向上や協働化の促進等のため、以下の措置を講じる。なお、これらの措置による**改定率は+2.03%**（国費+518億円（令和8年度予算額への影響額））となる。

- ・ 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施する。
- ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。

※ 合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。

- ・ 上記の措置を実施するため、今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける。また、これまで処遇改善加算の対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに処遇改善加算を設ける。
- ・ また、令和9年度介護報酬改定を待たずに、介護保険施設等における食費の基準費用額について、1日当たり100円引き上げる（低所得者については、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は1日当たり30～60円引上げ）。

なお、令和9年度介護報酬改定においては、介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識のもと、「介護事業経営実態調査」等において、介護サービス事業者の経営状況等について把握した上で、物価や賃金の上昇等を適切に反映するための対応を実施する。同時に、介護保険制度の持続可能性を確保するため、介護給付の効率化・適正化に取り組む必要がある。今般の有料老人ホームに関する制度改正の内容も踏まえつつ、サービスの提供形態に応じた評価の在り方について所要の措置を講じることを検討する。

令和9年度介護報酬改定に向けた今後の検討の進め方について

社保審－介護給付費分科会	
第256回 (R8.4.27)	資料4 (一部改定)

- 令和6年度介護報酬改定においては、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年を見据え、診療報酬との同時改定であること等を踏まえ、以下の4つの項目を柱とし、改定を行った。
1. 地域包括ケアシステムの深化・推進
 2. 自立支援・重度化防止に向けた対応
 3. 良質なサービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
 4. 制度の安定性・持続可能性の確保
- また、「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）において、「介護分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差があり、人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえ、令和9年度介護報酬改定を待たずに期中改定を実施し、介護分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善に向けた措置に加え、近年の食材料費の上昇を踏まえた緊急的な対応として、食費の基準費用額の引上げを行うこととした。
- こうした状況を踏まえれば、令和9年度介護報酬改定においては、介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識のもと、介護サービス事業者の経営状況等について把握した上で、物価や賃金の上昇等を適切に反映するための対応を実施する必要がある。
- その上で、令和9年度介護報酬改定に向けては、65歳以上の高齢者数がピークを迎え介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口も増加する2040年を見据えつつ、自治体・地域の規模によって、高齢化や人口減少のスピードには大きな差が生じることが見込まれ、サービス需要の変化が様々となり、地域の実情に応じたサービス提供体制を構築していくことが重要であることや、介護保険制度の持続可能性を確保するために介護給付の効率化・適正化に取り組む必要があることなどを踏まえ、令和6年度及び令和8年度の介護報酬改定に関する審議報告並びに令和7年の社会保障審議会介護保険部会意見書における指摘などに基づき、各サービスの論点とあわせ、例えば以下のような分野横断的なテーマを念頭に置き、議論してはどうか。
- ・人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築
 - ・地域包括ケアシステムの深化
 - ・介護人材確保に向けた処遇改善等と職場環境改善やケアの質の向上に向けた生産性向上等
 - ・制度の安定性・持続可能性を確保する報酬の在り方
- ※今後議論を進める中で変更することは想定される。

【想定スケジュール】

- 令和8年 4月～夏頃：主な論点について議論
事業者団体等からのヒアリング
- 10～12月頃：具体的な方向性について議論
- 12月中：報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・とりまとめ
※地方自治体における条例の制定・改正に要する期間を踏まえて、基準に関しては先行してとりまとめを行う。

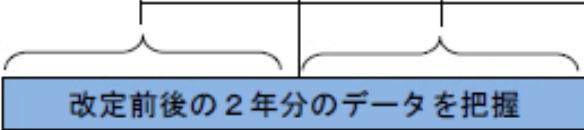
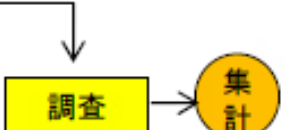
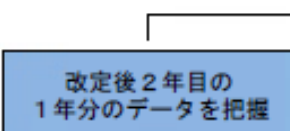
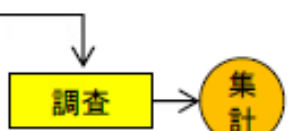
令和9年度政府予算編成

- 令和9年 1月頃 介護報酬改定案 諮問・答申

介護事業経営概況調査と介護事業経営実態調査の比較

	介護事業経営概況調査	介護事業経営実態調査
調査の目的	各サービス施設・事業所の経営状態を把握し、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得る。	
調査対象	全ての介護保険サービス（介護保険施設、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所）	
調査時期	改定後2年目の5月 （今回調査：令和7年5月）	改定後3年目の5月 （前回調査：令和5年5月）
調査対象期間	改定前後の2年分の収支状況	改定後2年目の1年分の収支状況
調査の方法	郵送＋オンライン調査	
調査客体数	17,528（令和7年度調査）	33,177（令和5年度調査）
有効回答数	8,099（令和7年度調査）	16,008（令和5年度調査）

調査対象期間等（イメージ）

	改定前年 （令和5年度）	改定後1年目 （令和6年度）	改定後2年目 （令和7年度）	改定後3年目 （令和8年度）
概況調査 （改定後2年目）				
実態調査 （改定後3年目）				

介護事業経営実態調査及び介護従事者処遇状況等調査について

- 介護報酬改定は、原則として3年に1度行っており、そのための基礎資料を得ること等を目的として、介護事業経営概況調査・実態調査、介護従事者処遇状況等調査を行っている。
- 令和8年度は介護事業経営実態調査と介護従事者処遇状況等調査を実施している。

	介護事業経営実態調査	介護従事者処遇状況等調査
調査対象事業所数 (母集団)	約19万事業所	約17万事業所
調査客体事業所数	約3.5万事業所	約1.7万事業所
調査対象	・施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院） ・居宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護事業所、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与） ・居宅介護支援 ・地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護）	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、訪問介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む）、通所リハビリテーション事業所、特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び居宅介護支援事業所並びに当該施設・事業所に在籍する介護従事者等
抽出方法	層化無作為抽出により抽出	層化無作為抽出により抽出
調査時期	令和8年5月 ※令和7年度決算値を調査	令和8年7月 ※令和7年7月及び令和8年7月の給与額等 賞与は令和8年4～7月に支給されたものを1/6して計上
調査項目	サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置や職員給与の状況、収入の状況、支出の状況 等	(1) 施設・事業所票 給与等の状況、介護職員等処遇改善加算の届出等の状況、給与等の引き上げ以外の処遇改善状況、令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の申請状況 等 (2) 従事者票 性別、年齢、職種、勤務形態、労働時間、資格の取得状況、基本給の額、手当の額、一時金の額 等
公表時期	令和8年秋頃を予定	令和8年秋頃を予定

令和7年度介護事業経営概況調査結果（各介護サービスにおける収支差率）

サービスの種類	令和5年度 決算	令和6年度 決算	対前年度 増減	サービスの種類	令和5年度 決算	令和6年度 決算	対前年度 増減
施設サービス				福祉用具貸与	5.7% <5.7%> (3.1%)	5.4% <5.5%> (2.6%)	▲0.3% <▲0.2%> (▲0.5%)
介護老人福祉施設	1.3% <1.9%> (1.9%)	1.4% <1.6%> (1.6%)	+0.1% <▲0.3%> (▲0.3%)	居宅介護支援	6.2% <6.4%> (5.9%)	6.2% <6.3%> (5.9%)	0.0% <▲0.1%> (0.0%)
介護老人保健施設	▲0.6% <▲0.1%> (▲0.4%)	0.6% <0.8%> (0.7%)	+1.2% <+0.9%> (+1.1%)	地域密着型サービス			
介護医療院	4.2% <4.5%> (4.3%)	3.5% <3.6%> (3.4%)	▲0.7% <▲0.9%> (▲0.9%)	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	14.6% <14.8%> (13.7%)	13.4% <13.4%> (12.9%)	▲1.2% <▲1.4%> (▲0.8%)
居宅サービス				夜間対応型訪問介護（注1）	15.2% <15.9%> (15.0%)	12.8% <12.9%> (12.2%)	▲2.4% <▲3.0%> (▲2.8%)
訪問介護	11.1% <11.3%> (10.6%)	9.6% <9.7%> (9.1%)	▲1.5% <▲1.6%> (▲1.5%)	地域密着型通所介護	5.8% <6.2%> (5.8%)	6.3% <6.6%> (6.2%)	+0.5% <+0.4%> (+0.4%)
訪問入浴介護	5.1% <5.3%> (4.2%)	5.3% <5.6%> (4.5%)	+0.2% <+0.3%> (+0.3%)	認知症対応型通所介護	6.6% <7.0%> (6.7%)	5.3% <5.5%> (5.2%)	▲1.3% <▲1.5%> (▲1.5%)
訪問看護	11.9% <12.0%> (11.3%)	10.3% <10.3%> (9.7%)	▲1.6% <▲1.7%> (▲1.6%)	小規模多機能型居宅介護	5.2% <5.5%> (5.2%)	6.0% <6.2%> (5.9%)	+0.8% <+0.7%> (+0.7%)
訪問リハビリテーション	11.8% <11.9%> (11.5%)	10.8% <10.8%> (10.5%)	▲1.0% <▲1.1%> (▲1.0%)	認知症対応型共同生活介護	4.5% <5.1%> (4.7%)	4.9% <5.1%> (4.8%)	+0.4% <0.0%> (+0.1%)
通所介護	6.5% <6.8%> (6.5%)	6.2% <6.4%> (6.0%)	▲0.3% <▲0.4%> (▲0.5%)	地域密着型特定施設入居者 生活介護	0.5% <0.9%> (0.5%)	0.4% <0.5%> (0.1%)	▲0.1% <▲0.4%> (▲0.4%)
通所リハビリテーション	2.4% <2.7%> (2.6%)	2.0% <2.1%> (1.9%)	▲0.4% <▲0.6%> (▲0.7%)	地域密着型介護老人福祉施設	1.9% <2.3%> (2.3%)	2.2% <2.3%> (2.3%)	+0.3% <0.0%> (0.0%)
短期入所生活介護	4.1% <4.6%> (4.5%)	2.7% <2.9%> (2.9%)	▲1.4% <▲1.7%> (▲1.6%)	看護小規模多機能型居宅介護	5.0% <5.3%> (4.9%)	6.5% <6.7%> (6.3%)	+1.5% <+1.4%> (+1.4%)
特定施設入居者生活介護	4.5% <5.0%> (4.1%)	5.3% <5.4%> (4.3%)	+0.8% <+0.4%> (+0.2%)	全サービス平均（注2）	4.7% <5.1%> (4.7%)	4.7% <4.8%> (4.4%)	0.0% <▲0.3%> (▲0.3%)

令和6年度改定前後の収支差率変動

サービス種別	変動
全サービス平均	0.0%
介護老人福祉施設	+0.1%
介護老人保健施設	+1.2%
訪問介護	▲1.5%
訪問看護	▲1.6%
通所介護	▲0.3%
福祉用具貸与	▲0.3%
居宅介護支援	0.0%
小規模多機能型居宅介護	+0.8%
認知症対応型共同生活介護	+0.4%

収支差率

介護サービスの収入額－介護サービスの支出額
介護サービスの収入額

介護サービスの収入額

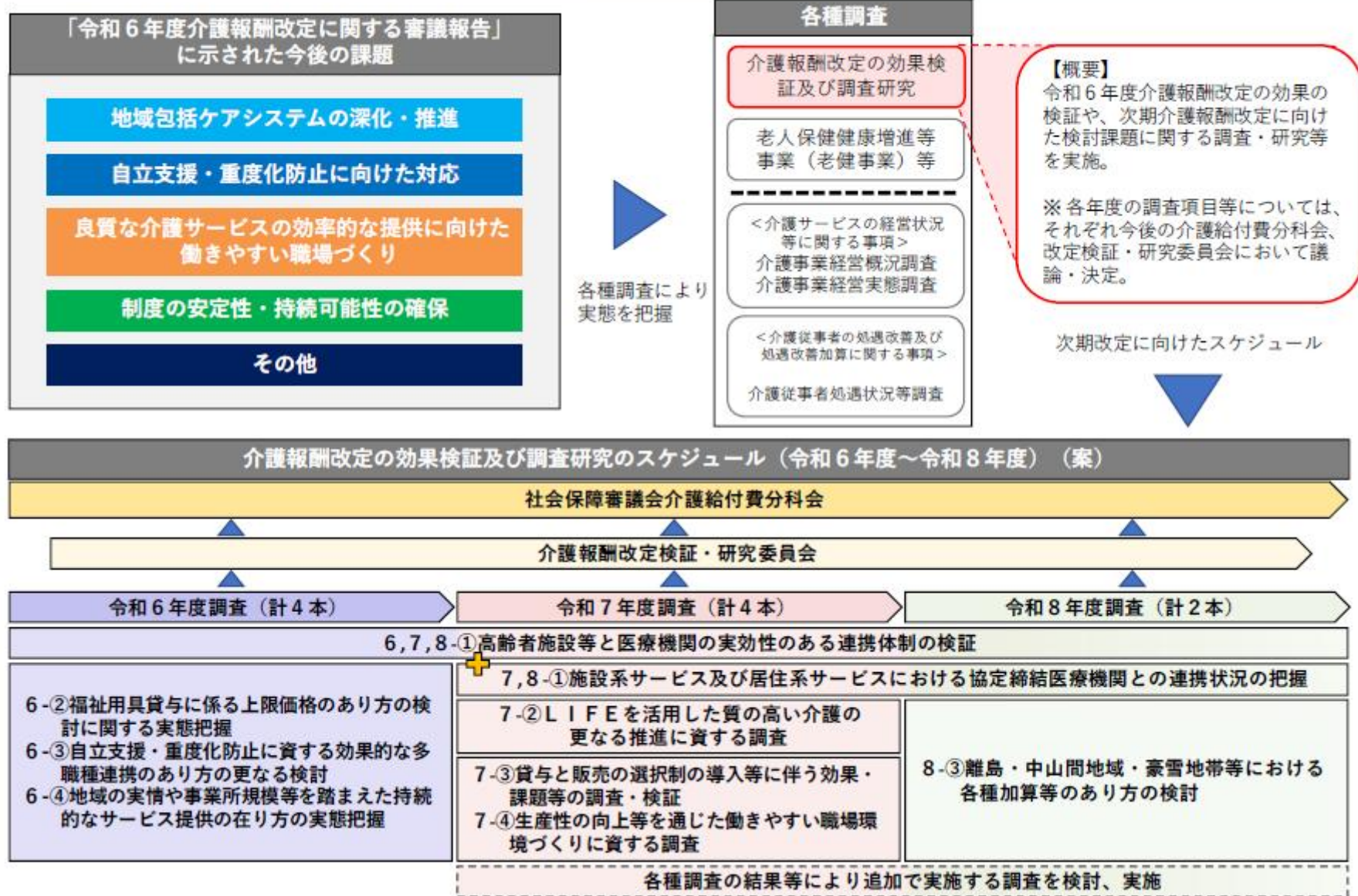
介護報酬による収入（利用者負担を含む）、
保険外利用料収入、補助金収入の合計

介護保険サービスの支出額

介護事業費用、借入費用、借入金利息及び
本部費繰入の合計額

※括弧なしは、税引前収支差率（物価高騰対策関連補助金を含まない）
< >内は、税引前収支差率（物価高騰対策関連補助金を含む）
()内は、税引後収支差率（物価高騰対策関連補助金を含む）

令和6年度介護報酬改定を踏まえた今後の課題に係る改定検証調査の進め方について



令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和8年度調査）について

調査項目

- 1 高齢者施設等と医療機関の連携体制及び協定締結医療機関との連携状況等にかかる調査研究事業
- 2 離島・中山間地域・豪雪地帯等における各種加算等の在り方の調査・検証研究事業

想定スケジュール

	令和8年 1月頃	...	4～6月頃	7～8月頃	9～10月頃	...	令和9年 2月頃	3月頃
社会保障審議会 介護給付費分科会	調査項目・ 内容等を 議論・決定		調査票(案)を検討・ 決定 ※介護報酬改定検証・ 研究委員を委員長とし、 有識者、受託機関により 構成された調査検討 組織において行う。 決定にあたっては社会 保障審議会介護給付 費分科会委員の意見を 確認する。	調査検討組織 による調査、 集計・分析・ 検証	報告された 速報値を検討 			報告された 調査結果等 を議論 
介護報酬改定 検証・研究委員会					速報値に 対する評価を 実施		調査結果に 対する評価 を実施	